

達成度評価・基盤評価の留意点

下記の「留意点」を適用するにあたっては、短期大学の設置形態、地域性及び学科・専攻科の特色などに留意しつつ弾力的に扱うこととする。特に、「留意点」に示される数値については、それだけに拘泥しすぎることのないよう注意する。

基準	点検・評価項目	基盤評価の留意点	達成度評価の留意点
1、 理念・目的	(1) 短期大学・学科・専攻科等の理念・目的を適切に設定しているか。	①学科・専攻科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則またはこれに準ずる規則等に定めていること。 ②高等教育機関として短期大学が追求すべき目的 ^(※) を踏まえて、当該短期大学、学科・専攻科の理念・目的を設定していること。 ※ 「短期大学基準の解説」基準1、学校教育法第108、91条等参照	①当該短期大学、学科・専攻科の理念・目的は、建学の精神、目指すべき方向性等を明らかにしているか。 ②理念・目的の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。
	(2) 短期大学・学科・専攻科等の理念・目的を短期大学構成員（教職員及び学生等）に周知し、社会に公表しているか。	③短期大学・学科・専攻科等の理念・目的は、教職員、学生、受験生を含む社会一般の人々に対して、公的な刊行物、ホームページ等で周知・公表されていること。	
	(3) 短期大学・学科・専攻科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。		
2、 教育研究組織	(1) 短期大学の学科・専攻科等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。		①教育研究組織は、当該短期大学、学科・専攻科等の理念・目的を実現するためにふさわしいものであるか。 ②教育研究組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。
	(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。		
3、 教員・ 教員組織	(1) 短期大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか。	①採用・昇格の基準等において、法令 ^(※) に定める教員の資格要件等を踏まえて、教員に求める能力・資質等を明らかにしていること。 ※ 学校教育法第92条、その他短期大学設置基準等の関係法令参照	①専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等、短期大学として求める教員像を明らかにしたうえで、当該短期大学、学科・専攻科の理念・目的を実現するために、学科・専攻科ごとに教員組織の編制方針を定めているか。また、その方針を教職員で共有しているか。 ②方針と教員組織の編制実態は整合性がとれているか。
	(2) 学科・専攻科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。	②組織的な教育を実施する上において必要な役割分担、責任の所在を明確にしていること。 ③当該短期大学・学科・専攻科の専任教員数が、法令（短期大学設置基準等）によって定められた必要数を満たしていること ^(※) 。 ※【法令によって定められた必要数】短期大学設置基準及びこれに付随する文部科学省告示等参照	③教員の募集・採用・昇格について、基準、手続を明文化し、その適切性・透明性を担保するよう、取り組んでいるか。 ④教育研究、その他の諸活動 ^(※) に関する教員の資質向上を図るための研修等を恒常的かつ適切に行っているか。 ※ ここでいう諸活動とは、社会貢献、管理業務等を含む教員に求められる様々な活動を指す。
		④特定の範囲の年齢に著しく偏らないように配慮していること ^(※) 。 ※ 短期大学設置基準等第20条第3項	⑤教員の教育研究活動の業績を適切に評価し、教育・研究活動の活性化に努めているか。

基準	点検・評価項目	基盤評価の留意点	達成度評価の留意点	
3、 教員・ 教員組織		⑤専門教育の必修科目を主に専任教員が担当していること。	⑥教員組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。 ※【併設大学を有する短期大学の場合】 ⑦専門分野等の特性に応じて、併設大学の教員と適切な人的交流を行い、短期大学の教育研究の充実に努めているか。	
	(3) 教員の募集・任免・昇格等を適切に行っているか。			
	(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。	⑥教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした、組織的な研修・研究の機会を設けていること。		
	(5) 短期大学と併設大学との関係は適切であるか。 (注) 併設大学を有する短期大学のみ点検・評価をする項目	⑦専任教員は主として当該短期大学の教育・研究に従事していること。		
4、 教育内容・ 方法・ 成果	(1) 教育目標、 学位授与 方針、 教育課程 の編成・ 実施方針	(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。	①学位授与方針と教育課程の編成・実施方針は関連しているか。 ②教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	
		(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。		②学生に期待する学習成果の達成を可能とするために、教育内容、教育方法等に関する基本的な考え方をまとめた教育課程の編成・実施方針を、学科・専攻科ごとに設定していること。
		(3) 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を短期大学構成員（教職員及び学生等）に周知し、社会に公表しているか。		③教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、教職員、学生、受験生を含む社会一般の人々に対して、公的な刊行物、ホームページ等で周知・公表されていること。
		(4) 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。		
	(2) 教育課程・ 教育内容	(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	①職業又は実際生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する教育課程が編成されていること。 ※ 短期大学設置基準第5条第2項	①教育課程の編成・実施方針に基づいた教育課程や教育内容の適切性を明確に示しているか。 (評価するにあたり、当該短期大学の説明・証明から、下記のことが明らかであることに留意する) ・学生の順次的・体系的な履修への配慮 ②教育課程の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。
		(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。	②教養教育、専門基礎教育、専門教育、倫理性を培う教育等がバランスよく配置されていること。	
	(3) 教育方法	(1) 教育方法及び学習指導を適切に行っているか。	①当該学科・専攻科の教育目標を達成するために必要となる授業の形態を明らかにしていること。	①教育課程の編成・実施方針に基づき、各授業科目において、適切な教育方法をとっているか。 ②単位制度の趣旨に照らし、学生の十分な学修を促すシラバスとなるよう、またシラバスに基づいた授業を展開するため、明確な責任体制のもと、恒常的かつ適切に検証を行い、改善につなげているか。
			②学科の特性に応じた単位の実質化を図る措置をとっていること。	

基準	点検・評価項目	基盤評価の留意点	達成度評価の留意点
4、 教育内容・方法・成果	(2) シラバスに基づいて授業を展開しているか。	③授業の目的、到達目標、授業内容・方法、1年間の授業計画、成績評価方法・基準等を明らかにしたシラバスを、統一した書式を用いて作成し、かつ、学生があらかじめこれを知ることができる状態にしていること。	
	(3) 成績評価及び単位認定を適切に行っているか。	④授業科目の内容、形態等を考慮し、単位制度の趣旨に沿って単位を設定していること。	
		⑤既修得単位の認定を、短期大学設置基準等に定められた基準に基づいて、適切な学内基準を設けて実施していること。	
(3) 教育方法	(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。		①課程修了時における学生の学習成果を測定するための評価指標を開発し、適切に成果を測るよう努めているか。 ②教育内容・方法等の改善に向けた取り組みの結果や教育成果を検証し、教育内容・教育方法等の改善につなげているか。 ③学位授与にあたり、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って、学位を授与しているか。
	(2) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。		
	(3) 学位授与(卒業認定)を適切に行っているか。		
(4) 成果		①卒業の要件を明確にし、履修要綱等によってあらかじめ学生に明示していること。	
5、 学生の受け入れ	(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。	①理念・目的、教育目標を踏まえ、求める学生像や、修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにした学生の受け入れ方針を、学科・専攻科ごとに定めていること。 ②学生の受け入れ方針は、教職員、学生、受験生を含む社会一般の人々に対して、公的な刊行物、ホームページ等で周知・公表されていること。	①学生の受け入れ方針と学生募集、入学者選抜の実施方法は整合性がとれているか。 ②学生の受け入れの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。
	(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか。	③学生募集、入学者選抜の方法が、受験生に対して公正な機会を保障し、かつ短期大学教育を受けるための能力・適性等を適切に判定するものであること。	
	(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。	④学科における、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率が適正であること。 【指摘の目安】 ≪定員超過≫ ・実験・実習・実技を伴う分野で1.2以上：努力課題 ・それ以外の分野で1.3以上：努力課題 ≪定員未充足≫ ・0.5以上～0.8未満：努力課題 ・0.5未満：改善勧告	
	(4) 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集と入学者選抜を公正かつ適切に実施しているかについて、定期的に検証を行っているか。		

基準	点検・評価項目	基盤評価の留意点	達成度評価の留意点
6、 学生支援	(1) 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。	①学生の進路選択に関わるガイダンスを実施するほか、キャリアセンター等の設置、キャリア形成支援教育の実施等、組織的・体系的な指導・助言に必要な体制を整備していること。	<p>①修学支援、生活支援、進路支援に関する方針を、理念・目的、入学者の傾向等の特性を踏まえながら定めているか。また、その方針を教職員で共有しているか。</p> <p>②方針に沿って、修学支援、生活支援、進路支援のための仕組みや組織体制を整備し、適切に運用しているか。</p> <p>(評価するにあたり、当該短期大学の説明・証明から、下記のことが明らかであることに留意する)</p> <p><修学支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・留年者及び休・退学者の状況把握と対処 ・学生の能力に応じた補習・補充教育の実施 ・障がいのある学生に対する修学支援の実施 ・奨学金等の経済的支援の実施 <p><生活支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生相談室等、学生の相談に応じる体制の整備、学生への案内 ・各種ハラスメント防止に向けた取り組み <p>③学生支援の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。</p>
	(2) 学生への修学支援を適切に行っているか。		
	(3) 学生の生活支援を適切に行っているか。		
	(4) 学生の進路支援を適切に行っているか。		
7、 教育研究等環境	(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。		①学生の学修、教員の教育研究の環境整備に関わる方針を、当該短期大学、学科・専攻科の理念・目的を踏まえて定めているか。また、その方針を教職員で共有しているか。
	(2) 十分な校地・校舎及び施設・設備を整備しているか。	①校地及び校舎面積が、法令上の基準（短期大学設置基準等）を満たしており、かつ運動場等の必要な施設・設備を整備していること。	②方針に沿って、施設・設備、機器・備品を整備し、管理体制や衛生・安全を確保する体制を備えているか。
	(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。	②当該短期大学、学科・専攻科等において十分な教育研究活動を行うために、図書館において必要な質・量の図書、学術雑誌、電子媒体等を備えていること。	(評価するにあたり、当該短期大学の説明・証明から、下記のことが明らかであることに留意する)
		③図書館、学術情報サービスを支障なく提供するために、専門的な知識を有する専任職員を配置していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性の確保やバリアフリーへの対応等、施設・設備の安全性、利便性を向上させるための取り組み ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他の図書館とのネットワークを整備する等の、学術情報へのアクセスの充実
	(4) 教育研究等を支援する環境や条件を適切に整備しているか。	④専任教員に対して、研究活動に必要な研究費を支給していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・座席数・開館時間等、学生の学修に配慮した図書館利用環境の整備 ・研究専念時間の設定等、教員の研究機会の保障 ・研究倫理に関する規程の整備、研修会の開催、学内審査機関の設置等、研究倫理を浸透させるための措置
(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。	⑤専任教員の研究室等、研究活動に必要な研究環境が整備されていること。	③教育研究等環境の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	

基準	点検・評価項目	基盤評価の留意点	達成度評価の留意点
8、 社会連携・ 社会貢献	(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。		<p>①社会連携・社会貢献に関する方針を、当該短期大学、学科・専攻科の理念を踏まえながら定めているか。また、その方針を教職員で共有しているか。</p> <p>②方針に沿って、社会連携・社会貢献を推進しているか。</p> <p>③社会連携・社会貢献の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。</p>
	(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。		
9、 管理運営・ 財務	(1) 短期大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。		<p>①意思決定プロセスや、権限・責任（学術組織と法人組織との関係性を含む）、中長期の短期大学運営のあり方を明確にした管理運営方針を定めているか。また、その方針を教職員で共有しているか。</p> <p>②方針に基づき、適切な規程を整備し、規程に則った管理運営を行っているか。</p> <p>③管理運営に関わる組織は、当該短期大学の理念・目的を達成するために、互いに連携・協力し合い、教育研究の推進に寄与するよう努めているか。</p> <p>④事務職員の募集・採用・昇格について、基準、手続を明文化し、その適切性・透明性を担保するよう、取り組んでいるか。</p> <p>⑤事務職員の資質向上に向けた研修等の取り組みを行って改善につなげているか。</p> <p>⑥管理運営に関する検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。</p>
	(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。	①学長をはじめとする所要の職を置き、また教授会等の組織を設け、これらの権限等を明確にしていること。	
	(3) 短期大学業務を円滑に行う事務組織を設置し、十分に機能させているか。	②法人・短期大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他短期大学運営に必要な事務等を行うための事務組織を設けていること。また、必要な事務職員を配置していること。	
	(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。		
(2) 財務	(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。		<p>【短期大学財務評価分科会評価事項】</p> <p>①教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤（もしくは配分予算）を確立しているか。</p> <p>②中・長期の教育研究計画に対する中・長期的な財政計画を策定しているか。また、それらの関連性が適切であるか。</p> <p>③教育研究の十全な遂行と財政確保の両立を図るための仕組みを導入（整備）しているか。</p> <p>④文部科学省科学研究費補助金、外部資金（寄附金、受託研究費、共同研究費等）、資産運用等の状況は、当該短期大学の財政基盤の充実を図る上で適切であるか。</p> <p>⑤（私立短期大学）当該短期大学の財務関係比率に対する自己点検・評価における指標や目標を示しているか。また、実際の各関係比率はそれらの目標等に照らして十分に達成されているか。</p>

基準	点検・評価項目	基盤評価の留意点	達成度評価の留意点
9、 管理運営・財務	(2) 予算編成及び 予算執行を適切に 行っているか。	<p>【短期大学財務評価分科会評価事項】</p> <p>①財務監査を、適切な体制、手続を整えて行っているといえるか。</p> <p>(私立短期大学) 監事による監査報告書を整備し、私立学校法第37条第3項に定める学校法人の業務および財産の状況を適切に示しているといえるか。</p> <p>(公立大学法人) 監事の意見を記載した書面を作成し、地方独立行政法人法第13条第4項に定める地方独立行政法人の業務の状況を適切に示しているか。</p>	<p>【短期大学財務評価分科会評価事項】</p> <p>⑥予算配分と執行プロセスの明確性・透明性や、監査の方法・プロセス等の適切性について、明確な責任体制のもと、恒常的かつ適切に検証を行って改善につなげているか。</p>
10、 内部質保証	<p>(1) 短期大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。</p> <p>(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。</p> <p>(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。</p>	<p>①自己点検・評価を定期的に行っていること。</p> <p>②受験生を含む社会一般に対して、公的な刊行物、ホームページ等によって、必要な情報^(※)を公表していること。</p> <p>※ ここでいう必要な情報とは、以下の事項を指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法施行規則によるもの ・財務関係書類 ・自己点検・評価の結果 	<p>①質保証を積極的に行うための短期大学の姿勢を明らかにし、内部質保証システムを整備しているか。また、そのシステムを適切に機能させているか。</p> <p>(評価するにあたり、当該短期大学の説明・証明から、下記のことが明らかであることに留意する)</p> <p><内部質保証システム></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学外者の意見を聴取する等、内部質保証の取り組みの客観性・妥当性を高めるための工夫が見られること。 ・文部科学省及び認証評価機関からの指摘事項に対して、適切に対処しているといえること。 ・短期大学の諸活動における検証と見直しのシステムが実行されているかを把握していること。